

7 共通書類（広島県への提出書類）

以下の書類を、広島県に1部提出してください。（複数部提出する必要はありません。）

※県税の納税証明書の提出は不要になりました。

広島県への書類の提出先：〒730-8511 広島市中区基町10-52
広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ

番号	提出書類等	申請者		注意事項等
		県内 業者	県外 業者	
1	送信完了 兼 受付票	○	○	・電子申請の最後の送信完了画面において印刷できる紙です。 提出書類の表紙として一番上に添付してください。
2	建設業許可申請書の写し	△	△	・更新手続中の場合のみ提出。 ・直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表）の写し。
3	全ての申請先自治体（広島県を除く）の市町税について滞納がないことを証する書面（写し不可） ※ 申請しない市・町の証明は不要です	○	○	・県及び申請しない市・町の証明は不要。 （例：広島市税の納税義務があっても、このシステムで申請しない広島市の納税証明書は不要です。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・納税証明書は証明手数料が必要です。 注1
4	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・ <u>広島国税局では、納税証明書の税務署への請求方法を、原則e-Tax（WEB版）を使用したオンライン請求としています。</u> オンライン請求の方法については以下の通りです。 ①電子証明書とe-TaxのIDを使用することでPDF形式の電子納税証明書を取得する方法 電子入札に使用する電子証明書を使用することで請求でき、来署することなくデータで取得した電子納税証明書をデータのまま添付または印刷（何枚でも可）して書面にて使用することが可能です。 電子納税証明書（PDF形式）オンライン請求簡易マニュアル（PC版） ※入札参加資格申請時に電子添付が可能です。 ②電子証明書を使用せずe-TaxのIDを使用して事前に請求することで来署予定日に書面形式の納税証明書を取得する方法 e-TaxのIDと暗証番号（法人または申請される代理人の方の）のみを使用することで請求でき、指定した来署予定日に待ち時間を短縮して受け取ることが可能です。 納税証明書（書面形式）オンライン請求簡易マニュアル（PC版） 納税証明書（書面形式）オンライン請求簡易マニュアル（スマホ版） ※入札参加資格申請時には書面による提出が必要です。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。 ・納税証明書（電子納税証明書も含む）についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。 国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm を参照してください。
5	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	△	△	・加入している者のみ提出。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。

6	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	△	△	・広島県内の建設業法上の営業所等が、合格証を受けている者のみ提出。 ・経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行いませんので、提出は不要です。
7	建設キャリアアップシステム（CCUS）にログイン後の「事業者情報」画面の写し	△	△	・建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録している場合のみ必要。 ・A4用紙一枚に事業者情報が収まるように印刷すること。
8	技能者一覧表【様式第1号】	△	△	・建設キャリアアップシステム（CCUS）に技能労働者登録をしている場合のみ必要。
9	登録技能労働者数が確認できる書類の写し	△	△	・建設キャリアアップシステム（CCUS）に技能労働者登録をしている場合のみ必要。 ・登録技能労働者数が確認できる書類 一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録していることを証する書面（システムから出力できる所属技能者一覧または所属技能者統計情報、建設キャリアアップカード等）の写し
10	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が法定雇用率2.5%以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△		・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用している場合、対象外。） 注2
11	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	△		・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。
12	協力雇用主登録証明書の写し	△		・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（TEL082-221-4651）が発行した証明書を提出してください。 ・証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛
13	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△		・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL082-511-0110）にお問い合わせください。
14	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し	△	△	・造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術者を有する者のみ提出。

（○印は必須書類を、△印は条件により提出が必要なものを示す。）

(注意点)

注1 申請先自治体の「滞納がないことを証する書面」について

- (1) 広島県内及び市町内に営業所等がないなどのため、広島県及び各市町に納税義務のない場合には、「1」の送信完了兼受付票のチェック欄(「次の自治体の県税又は市町税については、納税義務がありません。」)にチェックを入れ、該当する自治体名を○で囲んでください。
広島県及び納税義務のない市町の「滞納がないことを証する書面」の提出は必要ありません。

例：広島県・呉市・福山市・世羅町に資格申請をする場合で、呉市・世羅町には納税義務がないとき
→福山市の納税証明書を添付するとともに、「1」の送信完了兼受付票を次の要領で記載して提出する。

※ 申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。

☒ 次の自治体の県税又は市町税については、納税義務がありません。

広島県 呉市 福山市 世羅町

- (2) この証明等は、申請先自治体のもののみ必要です。広島県及び申請しない市・町の証明は不要です。
(例：広島市税の納税義務があっても、このシステムで申請しない広島市の納税証明書は不要です。)

注2 「10」障害者の雇用状況について

雇用義務の有無を確認のうえ、下の要件を満たす場合のみ入力し、必要書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.5%）を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

※ 広島県への提出書類の綴じ方について

綴じ方については、特に指定しません。（ホチキス・ひも等でばらけないように綴じてください。）
ファイルで綴じる必要はありません。

8 各自治体独自書類

市・町に入札参加資格を電子申請する場合は、独自書類を該当する市・町に送付してください。

(独自書類の送付先、送付書類については、ホームページに別途掲載した「独自書類一覧」及び各自治体のホームページを御覧ください。)

(注意)

○各自治体独自書類を絶対に県に送付しないでください。
○申請書類が県に大量に提出される見込みであり、県から各市・町への書類転送はできません。御注意ください。